

業界の対応 ※2020年1月9日 追加

「特定非営利活動法人日本オゾン協会」より

特定非営利活動法人日本オゾン協会（以下、日本オゾン協会）は独立行政法人国民生活センターからの要望を受け、安全で一定水準以上の品質を有するオゾン発生装置を消費者の方に供給することを目的として、2018年（平成30年）に「小型オゾン発生装置認定制度」を立ち上げ、運用しています。

本制度は小型オゾン発生装置について、その製造事業所及び型式製品が日本オゾン協会の定める「小型オゾン発生装置製造事業所登録及び小型オゾン発生装置型式認定規程」に合致しているかどうかを審査し、認定するものです。

この規程では、小型オゾン発生装置を製造する事業者（輸入業者も含む）の生産・品質管理体制及びアフターサービス・クレーム処理体制を有しているかどうか、またその製造事業所で製造される製品（型式）が安全かつ有効に使用できる品質を有しているかどうかを、日本オゾン協会が独自に定めた基準をもとに審査し、その基準をクリアした製造事業所及び製品（型式）を認定するよう定めています。

また製造事業所登録制度と型式認定制度は一体のものとして認定を構成しており、型式認定は登録された製造事業所で製造された製品に限定されます。

製造事業所登録を受ける条件の一つとして製造事業者（輸入業者も含む）には、製造物賠償責任保険（PL保険）に加入することを義務付けていますので、万一、製造上の欠陥で事故が発生した場合には、製造業者の責任で賠償され、製造上の責任を担保しています。

さらにオゾン発生装置の製造には通常の電気製品に関する知識に加え、オゾンについての知識が必要となることから、製造事業所登録には日本オゾン協会が認定する「オゾン安全管理士」資格を取得した者が当該事業所に在籍していることが条件となっています。

認定審査では日本オゾン協会が選任した学術研究者やオゾン発生装置メーカーの代表者で構成される認定審査委員によって使い方ならびに安全面を考慮した審査を行うことを前提として、基準を満たしているか厳しく審査されます。

認定を受けた製品には「認定マーク」を表示していますので、これにより消費者は、安全性や品質が水準以上の製品であることを容易に視認できます。（「認定マーク」の見本は日本オゾン協会のホームページでご確認ください）

また日本オゾン協会のホームページには、一般消費者がいつでも確認出来るように認定を受けた製造事業者名（輸入業者も含む）、製品の型式、認定年月日、有効期間を掲載しています。

本件連絡先 商品テスト部

電話 042-758-3165